

放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集結果及び委員会の考え方

「放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集」に対し、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は下表のとおり。

※ 意見募集期間：平成25年6月13日～7月11日

【意見提出：3件】

No	意見提出者	意見（全文）	委員会の考え方（案）
1	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンク BB 株式会社	800MHz 帯 FPU は、1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯への移行が予定されていますが、周波数有効利用の観点から、FPU と同じ免許人である地上テレビジョン放送事業者の帯域（エリア的に空いているホワイトスペース）へ移行するべきであると考え、1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯の周波数割当計画（平成24年4月17日に告示）の再変更を要望致します。 同じ免許人の場合、地上デジタル放送との干渉が起きた場合でも効率的な調整が可能であることが考えられることから、FPU は 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯ではなく、地上テレビジョン放送事業者の帯域である 42CH 以下の UHF 帯ホワイトスペースへ移行するべきであると考えます。 最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、移動通信事業者 6 社の移動通信トラフィック量は年間 2 倍の伸び率を示しており、今後 10 年間で約 1,000 倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のために、既存の放送用周波数の縮小も例外ではなく、将来的に更なる周波数再編が必須であると考えます。これに対応するためにも、1GHz 帯以上の周波数は重要であり、特に 2.3GHz 帯は、アジア（中国、香港、韓国、マレーシア、インド、シンガポ	いただいたご意見は、今回の意見募集の対象とは直接関係ないものと承知しております。なお、1240MHz ～ 1300MHz 及び 2330MHz～2370MHz の周波数割当計画は、800MHz 帯 FPU の移行先として既に平成24年4月17日に改正され、告示されております。

		ール)、オセアニア(オーストラリア、ニュージーランド)、米国、カナダ等多数の国で BWA 等の移動通信用途に割当てられており国際標準バンドであることを考慮し、アジアでも日本が移動通信をリードしていくためにも、日本は 2.3GHz 帯を BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。	
2	Wireless City Planning 株式会社	800MHz 帯 FPU は、1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯への移行が予定されていますが、周波数有効利用の観点から、FPU と同じ免許人である地上テレビジョン放送事業者の帯域(エリア的に空いているホワイトスペース)へ移行するべきであると考え、1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯の周波数割当計画(平成 24 年 4 月 17 日に告示)の再変更を要望致します。 同じ免許人の場合、地上デジタル放送との干渉が起きた場合でも効率的な調整が可能であることが考えられることから、FPU は 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯ではなく、地上テレビジョン放送事業者の帯域である 42CH 以下の UHF 帯ホワイトスペースへ移行するべきであると考えます。 最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、移動通信事業者 6 社の移動通信トラフィック量は年間 2 倍の伸び率を示しており、今後 10 年間で約 1,000 倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のために、既存の放送用周波数の縮小も例外ではなく、将来的に更なる周波数再編が必須であると考えます。これに対応するためにも、1GHz 帯以上の周波数は重要であり、特に 2.3GHz 帯は、アジア(中国、香港、韓国、マレーシア、インド、シンガポール)、オセアニア(オーストラリア、ニュージーランド)、米国、カナダ等多数の国で BWA 等の移動通信用途に割当てられており国際標準バンドであることを考慮し、アジアでも日本が移動通信をリードしていくためにも、日本は 2.3GHz 帯を BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。	いただいたご意見は、今回の意見募集の対象とは直接関係ないものと承知しております。なお、1240MHz ～ 1300MHz 及び 2330MHz～2370MHz の周波数割当計画は、800MHz 帯 FPU の移行先として既に平成 24 年 4 月 17 日に改正され、告示されております。

3	個人	現在使用している 800MHz 帯放送事業用無線局(FPU)は、平成 23 年 4 月に改正された周波数割当計画により、平成 31 年 3 月 31 日までに 1.2GHz 帯又は 2.3GHz 帯へ移行することが求められている。2.3GHz 帯で放送事業用無線局(FPU)を運用することに関しては、現在欧州にて放送補助業務(SAB)番組製作補助業務(SAP)用機器が使われており、周波数を他地域と同様になっている点に関しては、機器を製造・調達の面からいいことだと思う。しかし、現在欧州では、この 2.3GHz - 2.4GHz 帯周波数に関して、無線広帯域通信としても共用利用を検討している。この周波数帯は 3GPP で規定されている Band 41 として使用可能で、世界各国で共通して使える周波数帯であるので、欧州では利用周波数の高度化として SAB/SAP を一次利用者、免許が必要な無線広帯域通信を二次利用者として、この周波数帯を共用することを検討している。さらに欧州での検討は、SAB/SAP を運用するのは、限られた場所、時間なので、ほとんどの場所と時間で使われていない周波数帯となり、現在 SAB/SAP 専用周波数帯域としてしまうと、全体から見ると周波数利用効率が大きく下がるためと考えられる。上記のことから、本放送システム委員会では、FPU の高度化のための技術的条件についてのみ検討されている。しかし限られた資源である周波数の利用方法の高度化の検討がされないまま、本検討を行っていることは、国民の財産である周波数を有効利用しているとは考えられない。従って、欧州と同様に無線広帯域通信との共用の検討がない点より、本報告は時期尚早と考えます。まず始めにこの周波数帯の有効利用の検討報告から始めるが適当だと考えます。	いただいたご意見は、今回の意見募集の対象とは直接関係ないものと承知しております。なお、1240MHz ～ 1300MHz 及び 2330MHz～2370MHz の周波数割当計画は、800MHz 帯 FPU の移行先として既に平成 24 年 4 月 17 日に改正され、告示されております。
---	----	---	---